

庄原市身体障害者自動車改造費給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者に予算の範囲内において自動車の改造に要する経費（以下「改造費」という。）の一部を給付し、当該身体障害者の社会参加の促進を図り、福祉の増進に資するため、当該改造費の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自動車」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車で、四輪以上のもの
- (2) 前号に準ずる自動車で、市長が特に改造が必要と認めたもの

(給付対象者)

第3条 自動車を運転する者が身体障害者の場合の給付対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する当該身体障害者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、上肢、下肢、体幹又は移動機能のいずれかの障害の程度が1級、2級、3級又は4級の者
- (3) 過去2年間、この要綱による改造費の給付を受けていない者
- (4) 当該身体障害者及び配偶者のいずれも、改造費の給付を受けようとする月の属する年度（4月から6月までの間にあつては、前年度）分の市民税所得割の額が46万円未満の者
- (5) 世帯員のいずれかが所有し、自らが運転する自動車を改造する必要がある者

2 自動車を運転する者が介護者の場合の給付対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する身体障害者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、上肢、下肢、体幹又は移動機能のいずれかの障害の程度が1級又は2級の者

- (3) 過去2年間、この要綱による改造費の給付を受けていない者
 - (4) 当該身体障害者及び配偶者のいずれも、改造費の給付を受けようとする月の属する年度（4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市民税所得割の額が46万円未満の者
 - (5) 世帯員のいずれかが所有し、同一世帯に属する介護者が運転する自動車を改造する必要がある者
- （改造費の範囲及び給付額）

第4条 給付対象者が前条第1項に該当する場合の改造費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定による運転免許証（以下「運転免許証」という。）を交付されるときに、同法第91条の規定によって付される免許の条件に基づくものは、当該条件を満たす改造の経費
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める改造の経費

2 給付対象者が前条第2項に該当する場合の改造費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、既に改造された自動車を購入するときは、改造のない同型車両購入費との差額とする。

- (1) 車いすに乗ったまま乗車可能なリフト又はスロープの設置経費
- (2) 助手席等を回転シート又はリフトアップシートへ改造する経費
- (3) 車いす収納装置の設置経費
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める改造の経費

3 給付額は、前各項に定める改造費の額に10分の9を乗じて得た額とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

（給付の手続）

第5条 改造費の給付を受けようとする者は、給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市の公簿等による確認に同意したときは、第1号及び第2号の書類提出を省略することができる。

- (1) 居住地及び世帯構成員が明らかにできる書類
- (2) 世帯に係る市民税の課税状況を証する書類
- (3) 改造を行う業者が作成した改造に係る見積書
- (4) 給付対象者が第3条第1項に該当する場合であって、前条第1項第2号の

改造のときは、当該改造を要する理由等の申立書

(5) 給付対象者が第3条第2項に該当する場合の改造のときは、当該改造を要する理由等の申立書

(給付の決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付の適否を決定するものとする。

2 市長は、改造費の給付を決定したときは、給付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、改造費の給付を行わないことを決定したときは、却下決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(改造費の請求)

第7条 前条第2項に定める給付決定の通知を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、決定通知書に定める給付条件に基づき自動車の改造を完了し、改造費の給付を受けようとするときは、決定通知書に定める期間までに請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

(1) 当該改造費の支払いを証する書類

(2) 当該改造が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める保安基準に適合することを証する自動車検査証及び自動車検査証に添付されている乙原簿の写し。ただし、自動車検査証に乙原簿の写しが添付されていないときは、当該改造の完了について市長の確認を受けることによってこれに代えることができる。

(3) 改造の完了を確認することのできる写真

(返還)

第8条 市長は、給付決定者が、偽りの申請その他不正な手段により改造費の給付を受けたとき、又はこの要綱に定める目的に反して改造費の給付を受けたと認めるときは、既に給付した改造費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

以下 略